

(続紙 1)

京都大学	博士 (人間・環境学)	氏名	久保田 裕斗
論文題目	同一学級処遇としてのインクルーシブ教育と再帰的包摂実践をめぐって —学習社会における目的なき技術論からの脱出—		
(論文内容の要旨)			
<p>本論文は、障害児を健常児と共に通常学級で教育する同一学級処遇としてのインクルーシブ教育を全市的方針に基づき実践している大阪府豊中市の二つの小学校におけるフィールドワークを手がかりに、「共に学ぶ」教育実践を生み出す生成原理を、教員・児童・保護者等の構成員の生きる日常世界に内在して明らかにしようとしたものである。先行する議論では、障害のある児童の個別ニーズに対応するために通常学級と切り離れた場が不可欠と主張する個別支援的包摂論と、前者を差別として批判し教育する場の統合を強く主張する空間共在的包摂論とが長年激しく対立してきたが、両者が異なる「包摂」概念を保持するため議論が深まらなかった。本論文ではこの論争から距離を置き、インクルーシブ教育を論じる際の礎の確立を目指し、エスノメソドロジーや構築主義的エスノグラフィに着想を得て、学校現場の構成員がどのように「包摂 (インクルーシブ)」を定義し、参照点として活用しながら再帰的に日常活動を産出していくかを記述する方法論を採用した。この方法論には、教育を学習過程に還元し、目的に関する思考を停止しがちな技術論的教育研究の隆盛に抗い、教育の文化論的探求を再興するという意図が込められている。</p> <p>第1章では、教育の学習への還元が進む学習社会下においてインクルーシブ教育をめぐり議論や研究が陥っている陥穽を捉えた上で、研究者が事前に構成した静的な「包摂」概念を押し付けるのではなく、「人々の方法」に着眼し、学校現場の構成員がどのように「包摂 (インクルーシブ)」を定義し、参照点として活用しながら再帰的に日常活動を産出していくかを動的に記述することの必要性が論証されている。</p> <p>第2章では、本論文の目的に照らして注目される先行研究の検討、方法論の礎となるエスノメソドロジーとエンピリカルな構築主義の説明、対象となるフィールドの歴史的背景、小学校における調査の概要の説明がなされている。</p> <p>続く第3章から第6章で、豊中市内のV小学校およびQ小学校におけるフィールドワークから得たデータに基づき、「共に学ぶ」教育実践の生成原理が、教員・児童・保護者等の構成員の生きる日常世界に内在しながら記述、分析されている。</p> <p>第3章は、「共に学ぶ」教育実践を推進するV小学校の教員たちのインタビュー・データから、教員たちの「共に学ぶ」実践に対する理解のあり方を明らかにした。V小学校では、制度上は特別支援学級に措置されている教員を「支援担」として活用し、通常学級に「入り込む」形態をとっていた。しかし教員の語りでは、障害児の教育に優先的に責任を持つべきは支援担でなく学級担任であるべきという原則が提示された。これは学級全体の関係性のなかに位置づけるという「共に学ぶ」教育の目的の所在を示すものであり、運動の歴史</p>			

的経緯の中で確立したものであった。しかし他方で運動の歴史的経緯に疎い若手教員の中には、この原則を用いない形で自らの実践への理解を示しつつ、日常的な相互行為を通して「共に学ぶ」教育の原則を実践的な水準で継承している者もあった。

第4章では、V小学校で学ぶ視覚障害児と周囲の児童との相互作用を取り上げ、視覚障害児が健常児に対して「見えない」ことは「できない」ことではないと反論するなどして、場面の参加者を分節化する境界設定に抗い、その都度ごとに配慮の妥当性を提起し、場面への再参加を果たす過程が浮き彫りにされた。合理的配慮の提供はインクルーシブ教育推進の鍵を握る部分であり、それが対話的性格を持つ点が以前から指摘されるが、本章は合理的配慮の対話的性格が経験的データを持って示された。さらにこの合理的配慮をめぐる対話がコンフリクト含みの性質をもつ点、「コンフリクトへの自由」に開かれていることがインクルーシブ実践の成否を左右する点が提起された。

第5章では、V小学校で学ぶ視覚障害児の保護者と教員との間の連絡帳を介したやり取りに着眼し、障害児の「ニーズ」が既成のものとして障害児の内部に存在するのではなく、外部の他者との相互作用によって「ニーズ」に対する理解が構成的に生み出されることが示された。事例では、視覚障害児の保護者が「不当なニーズ」の棄却に成功した過程とともに、一度生成された「ニーズ」に親子が振り回されたエピソードも分析されていた。学習社会下での「ニーズ」生成の負の効果が確認されたが、それでもV小学校では長年築いてきた地域との信頼関係を基盤に「コンフリクトへの自由」にひらかれた学校文化を保持しているため、対話関係の継続が可能になっていたと考えられる。

第6章では、豊中市の他校に比べ同一学級処遇への拘りがやや少ないQ小学校の事例に注目し、校長ほか多数教員へのインタビューから同校の組織的アイデンティティのありようを探った。Q小学校の実践における注目点は、空間が同一か異別かは相対的に独立した関係形成的指標を重視している点である。これは極端な統合派、分離派の言説においても欠けていた、空間的指標と超空間的指標との紐帯（関係形成的包摂）に相当するものであった。この紐帯を重んじる包摂を「ルーズな包摂」として概念化した上で、スタンスが異なるように見えるV小学校の事例に立ち返り、そこにも「ルーズな包摂」が埋め込まれていることが論じられた。

補章では歴史的資料を手がかりに、養護学校義務化後に展開された就学運動に着眼し、その参加者たちがどのように障害児本人の当事者性を含みこみつつ運動言説を構成したのかを明らかにした。これにより豊中市の「共に学ぶ」運動の歴史的文脈を明確化した。

結末にあたる第7章では本論文の知見を踏まえ、学習社会に抗するインクルーシブ教育実践の射程、通常学級処遇に対してしばしばなされてきた「ダンピング（放置）」批判に対する新たな視座、そしてコロナ禍において改めて問われる「場を共にすること」の思想的意義が結論として論じられた。最後に、本論文の限界と課題について述べられた。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、障害児を健常児と共に通常学級で教育する同一学級処遇としてのインクルーシブ教育を全市的方針に基づき実践している大阪府豊中市の二つの小学校におけるフィールドワークを手がかりに、「共に学ぶ」教育実践の生成原理を、学校の構成員の生きる日常世界に内在して明らかにしようとしたものである。教育学・教育社会学の領域における本論文の意義は以下の4点にまとめることができる。

(1) 近年の教育研究が陥っている目的論の喪失という問題意識に鑑み、その克服のために自覚的に方法論的立場を選択し、一貫してその立場からインクルーシブ教育をめぐる探求を行い、注目すべき知見に辿り着いた点。著者によれば現在の教育研究は、教育の目的に関する思考を停止させた上で、数値化された指標の向上を目指し学習過程に技術論的に介入する方向に著しく傾斜している。しかし教育が民主社会の形成に資する可能性を視野に入れるためには、技術論的役割のみならず、社会の中での目的の探求に開かれた文化論的視座に開かれたスタンスが取られねばならない。そのために著者が取った方法論は、研究者が事前に構成した静的な「包摂」概念をフィールドに押し付けるのではなく、「人々の方法(エスノメソッド)」に着眼し、学校現場の構成員がどのように「包摂(インクルーシブ)」を定義し、参照点として活用しながら再帰的に日常活動を産出していくかを動的に記述するものであった。この方法論によって、障害児と健常児の同一処遇を実践している小学校現場に生きる当事者たち(教員、障害児童、その保護者、健常児童ら)を客体でなく意味構成の主体として捉え、かれら自身の手による目的の探求や交渉過程を把握するという地平がひらかれる。このように本論文における方法論は、教育研究の技術論から文化論への拡張を主張する問題意識と緊密に結びついたものとして高く評価できる。

(2) 障害児教育をめぐる従来の議論を規定してきた、統合か分離かという二項対立を相対化し、現場の実践に密着したフィールドワークに基づく丁寧な記述によって、インクルージョンにおける空間的指標と超空間的指標の結びなおしという魅力的なビジョンを提出した点。著者はインクルーシブ教育が全市的に推進されてきた大阪府豊中市においても、同一空間での処遇へのスタンスに温度差がある二つの小学校のデータを参照している。特に「何が何でも同じ場で教育する」ことに固執しない、Q小学校の実践を分析した第6章が重要である。Q小学校の実践の中で、空間が同一か異別かは相対的に独立した関係形成的指標を重視している点に著者は注目し、それを「ルーズな包摂」として概念化している。これは極端な統合派、分離派の言説においてともに欠けていた、空間的指標と超空間的指標との紐帯(関係形成的包摂)に相当するものであった。

(3) インクルーシブ教育を実践する小学校現場での調査データから、教員－児童だ

けでなく児童どうしで行われる相互作用場面に注目し、障害児本人の意思に依拠した合理的配慮の構成過程と障害児が場面に再参入していくことの意味を明らかにした点。著者は第4章においてV小学校で学ぶ視覚障害児と周囲との相互作用を取り上げ、視覚障害児が健常児に対して「見えない」ことは「できない」ことではないと反論するなどして、場面の参加者を分節化する境界設定に抗い、その都度ごとに配慮の妥当性を提起し、場面への再参入を果たす過程を浮き彫りにした。合理的配慮の提供はインクルーシブ教育推進の鍵を握る部分であり、その性格が対話的でなければならないとの指摘もあるが、本論文の寄与は、そうした規範論に肉付けする形で合理的配慮の対話的性格を、説得力をもって示した点にある。また合理的配慮をめぐる対話がコンフリクト含みの性質をもち、「コンフリクトへの自由」に開かれていることがインクルーシブ実践の成否を左右する、という重要な論点も提起された。

(4) 学校内活動の周辺の領域である保護者と教員のやり取りに注目し、障害児の「ニーズ」が既にできあがったものとして障害児の内部に存在するのではなく、外部の他者との相互作用によって構成的に生み出されることを明らかにした点。著者が強調しているように、いわゆる日本型インクルーシブ教育論においては、学習者の個別のニーズに応えることが重視され、個人に対する「目に見える」学習効果を高める技術論的介入が主流を占めている。そこで障害児のニーズは所与のものであり、現場に生きる人々がその決定や書き換えに関わる余地は想定されていなかった。これに対して著者は第5章において、ニーズが動的に構成されることをデータに基づき示した。保護者はそこで教員に異議申し立てをし、ニーズの棄却が発生する場合があることも示された。また、ニーズの同定が視覚障害児の保護者に負担感を生み、障害児への支援と保護者の負担増がゼロサムの関係にあるとの興味深い知見も提示された。

他方で本論文についていくつかの問題点も指摘された。まず著者自身が依然として統合か分離かの二項対立図式にとらわれ、通常学級処遇とは異なる交流や共同学習に関してやや不用意に断定的記述を行っている部分があった。次に豊中市における「共に学ぶ」実践の理念の若手教員への継承をめぐり、現場の危機感に著者が同一化し過ぎであり、発展的継承に向けた展望を示すべきとの指摘があった。さらに文化論的役割の概念の定義をより明瞭に記述すべきことが指摘された。以上の問題点は学位論文全体の価値を損なうものではなく、今後の研鑽の中で解消可能であると思われる。

よって、本論文は共生人間学専攻の理念に適った論文であり、博士（人間・環境学）の学位論文として価値あるものと認める。また、令和5年1月25日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行った結果、合格と認めた。なお本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。

要旨公表可能日： 令和 年 月 日以降